



口座の不正な開設・利用
口座の売買・譲渡・
譲受・貸借など

それ犯罪です！

口座が犯罪組織などに渡り、特殊詐欺、テロ資金供与や
マネー・ローンダリングといった凶悪犯罪に悪用されると、
あなたはそれらに加担したことになります！

あなた自身も犯罪者に！

絶対、ダメ！

○通帳やキャッシュカード、インターネットバンキングの
アカウントを売買したり、譲渡・譲受したり、レンタルすると…

犯罪収益移転防止法違反で

1年以下の拘禁刑、100万円以下の罰金！

○売買や譲渡を目的に口座を開設すると…

詐欺罪で

10年以下の拘禁刑！

さらに

犯罪者として検挙・報道され、口座が凍結されます。
金融機関で口座の開設ができなくなり、給与受取口座
がないため就職が不利になるなど、生活や仕事にも
影響します。



怪しい勧誘には絶対にかかわらない！

○銀行は、口座について他者の利用・譲渡・譲受・貸借が確認された場合や、
違法行為につながる取引と確認された場合、お客さまにお知らせする
ことなく口座の利用停止や解約を行い、**捜査機関に通報するなど、
厳正に対処します！**

○使わなくなった口座は、そのままにしておくと紛失や盗難などにより、
身に覚えのない犯罪に巻き込まれることがあり危険です！不要な口座は
速やかに解約してください！



人と、地域と、未来をむすぶ

十六銀行

